

## 第30回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和8年1月5日（月）午後1時30分より、第30回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第4号議案 非農地通知の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

### （出席委員）

2番 徳田 明子 3番 中林 和夫 4番 藤井 武雄 5番 山崎 省吾

6番 井内 英樹 9番 辻 四一郎 10番 吉田 利一 11番 今村 正喜

13番 清水 幹央 14番 寺川 勝之

### （欠席委員）

1番 欠員 7番 佐原 敏 8番 中西 秀友 12番 小島 佳剛

### （農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 水谷 修 北村 嘉朗

### （事務局）

澤田 局長 稲垣 次長 村田（嘱託） 北岡（嘱託）

### （京都府農業会議）

今井 現地推進役

	( 午後 1 時 30 分 開会 )
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会に佐原委員、中西委員、小島委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は在任委員 13 名の内、出席委員は 10 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、中井推進委員から欠席の連絡を、水谷推進委員から少し遅れるとの連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 30 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、寺川委員、徳田委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中西委員と辻委員のお二人でした。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 3 件をご説明申し上げます。</p> <p>まず、番号 1 については、譲渡人は会社勤めにより営農が困難なため、譲受人は空き家とセットで農地を取得し、さつきの盆栽を栽培される予定です。譲受人は 1 年間、近隣の盆栽店で研修を受けられています。</p> <p>次に番号 2 については、譲渡人は高齢により営農が困難なため、譲受人は新規就農者として農地を取得されますが、既に当該農地における農作業は譲受人が行っており、作業歴は 2 年になります。引き続き野菜を栽培される予定です。</p> <p>次に番号 3 については、譲渡人は効率が悪く営農が困難なため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転されるものです。譲受人の農作業歴は 7 年で、万願寺唐辛子を栽培される予定です。譲受世帯の経営面積 3,060 m<sup>2</sup> は、檜島町の農地について、令和 7 年 7 月 7 日付で 3 条許可を取得されたものです。</p> <p>なお、譲受人は第 2 号議案の 5 条転用事業者の代表でもありますので、念のため申し添えます。</p>

	<p>いずれも農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
辻会長職務代理者	<p>報告します。去る12月23日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行ってまいりました。</p> <p>番号1の志津川の利用状況につきましては、現況は畠で、盆栽を栽培されておりました。</p> <p>番号2の白川の利用状況につきましては、現況は畠で、果樹とネギを栽培されておりました。</p> <p>番号3の檍島町の利用状況につきましては、現況は畠で、ネギを栽培されておりました。</p> <p>いずれの農地も、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、備考欄にありますように、令和7年8月5日付で既に露天駐車場47台分として転用許可が下りていますが、今回、番号2について、露天駐車場13台分の追加申請があったものです。</p> <p>京都府に確認しましたところ、番号1の転用事業が完了しておらず、内容的に</p>

	<p>も不可分一体のものであるとの見解が示されたことから、番号1にかかる事業計画の変更申請と番号2の追加申請を受けたものでございます。雨水は自然浸透で、周囲には見切り擁壁を設置し、土砂の流出を防止されます。</p> <p>なお、面積が合わせて3,340m<sup>2</sup>となり、3,000m<sup>2</sup>超となることから、京都府農業会議に意見照会を行ったうえで京都府に進達することになります。</p> <p>以上です。</p>
議長	続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。
辻会長職務代理者	<p>報告します。去る12月23日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行ってまいりました。</p> <p>番号1の檍島町 及び の利用状況につきましては、現況はビニールハウスでした。</p> <p>番号2の檍島町 の利用状況につきましては、現況は不作付地でした。</p> <p>以上です。</p>
議長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
	異議なしの声
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することいたします。</p> <p>次に、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題いたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」一括して6件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1については、中間管理事業による利用権設定の更新で、期間は令和13年1月24日までの5年間です。</p>

	<p>番号 2 については、新規の利用権設定で期間は 10 年間、野菜類を栽培される予定です。</p> <p>番号 3 については、利用権設定の更新で、期間は令和 13 年 1 月 24 日までの 5 年間です。</p> <p>番号 4 についても、利用権設定の更新で、期間は令和 18 年 2 月 9 日までの 10 年間です。</p> <p>番号 5 については、手続きの関係で新規扱いとなっていますが、令和 7 年 11 月 24 日まで当該借人に對し利用権設定がされており、実質的には更新です。期間は 5 年間です。</p> <p>番号 6 については、新規の利用権設定で期間は 10 年間、野菜類を栽培される予定です。</p> <p>いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の全部効率利用要件及び常時從事要件については、問題が無いことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。
辻会長職務代理者	<p>報告します。去る 12 月 23 日、事務局の案内で中西委員と現地調査に行ってまいりました。</p> <p>番号 1 の楨島町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、耕起されており、適正に管理されていました。</p> <p>番号 2 の楨島町 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、ネギが作付けされておりました。小倉町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、耕起されておりました。いずれも適正に管理されていました。</p> <p>番号 3 の伊勢田町 、並びに番号 4 の小倉町 の利用状況につきましては、現況は田で、耕起されており、適正に管理されていました。</p> <p>番号 5 の小倉町 の利用状況につきましては、現況は畑で、キャベツが作付けされており、適正に管理されていました。</p> <p>番号 6 の伊勢田町 、 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、耕起されており、適正に管理されていました。伊勢田町 、 及び の利用状況につきましては、現況は田で、きれいに耕起されており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として回答することいたします。</p> <p>次に「第4号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第4号議案 非農地通知の決定について」一括して4件をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、西笠取地区における非農地判定のための現地調査を令和7年12月10日に農地部会委員及び当番の東宇治地域委員、担当推進委員、事務局職員が同行し実施して参りました。</p> <p>農用地区域内農地及び違反転用の疑いで指導対象と判断したものは含まれておりません。非農地決定の対象は、7筆、5,134m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>なお、令和7年12月5日の定例総会にて審議いただきました第3号議案番号1二尾 の65m<sup>2</sup>については、現地の特定にズレがあったことが判明し、改めて特定調査を行った結果、田に付属する農業用水路であると推認できるため、農地台帳に再登録いたしましたので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 非農地通知の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>

	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、はじめに「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」1件をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、昭和42年頃、先代が農地法を知らずに長屋住宅を整備し、今日まで利用されてきたもので、顛末書が提出されています。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、近隣商業施設の従業員用として、南側の隣接地と合わせて63台分の露天駐車場を整備するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>番号2につきましては、住宅1戸分を整備するための転用で、雨水排水は東側道路側溝へ排水されます。隣接農地は譲渡人所有農地のみです。</p> <p>農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いします。</p>

(午後1時58分審議終了)

議長

署名委員

署名委員